

富士宮市公共交通補助券を交付しています

富士宮市では、高齢者ドライバーによる交通事故の減少と公共交通の利用促進を目的に、運転免許証の自主返納を行った高齢者に対し、自動車・バイクに代わる移動手段の支援として「富士宮市公共交通補助券」を交付しています。

対象者：富士宮市の住民基本台帳に登録されている満65歳以上で、運転免許証を警察署または免許センターで自主返納した者。

内 容：市営公共交通（宮バス・宮タク）及び、高齢者優遇定期券・民間路線バス・一般タクシーに利用できる「富士宮市公共交通補助券」を1回限り交付しています。

補助券交付には、**申請期限はありません。**

※民間路線バス・一般タクシーのご利用には利用条件があります。

詳しくは交通対策室でご案内します。

※**補助券には使用期限があります。**使用期限は交付から3年間を経た年度末までです。

返納日	公共交通補助券交付額
平成25年10月1日～令和2年3月31日に自主返納した方	5,000円分
令和2年4月1日～令和3年3月31日に自主返納した方	10,000円分
令和3年4月1日以降に自主返納した方	30,000円分

〇●〇申請方法〇●〇

ステップ1 運転免許証を自主返納する

- ・警察署または免許センターで、**運転免許証**を自主返納します。
- ・返納の際、静岡県公安委員会発行の「**申請による運転免許の取消通知書**」を受け取ります。
※「運転経歴証明書」を申請（交付手数料が必要）すると「タクシー運賃1割引」が受けられます。

免許証返納に関するお問い合わせ：富士宮警察署 交通課 免許係 ☎23-0110

警察署受付時間 9:00～11:30、13:00～16:00

（土・日、祝日及び12月29日～1月3日を除く）

ステップ2 補助券の申請をする

- ・富士宮市役所5階 交通対策室で富士宮市公共交通補助券の申請をします。
※必ず「**申請による運転免許の取消通知書**」を持参して下さい。
※本人が窓口に来られない場合は、**委任状**が必要となります。代理人の身分証明も必要です。



補助券に関するお問い合わせ：富士宮市 市民生活課 交通対策室

市役所受付時間 **9:00～12:00、13:00～16:30**

（土・日、祝日及び12月29日～1月3日を除く）

お問い合わせ：富士宮市 市民生活課 交通対策室 ☎22-1152（直通）

【裏面に委任状がついています⇒】